

平成23年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成23年 6月 28日（火）9時30分 宣告

1、出席議員

1番	安部大助	6番	小野昌士	11番	遠藤義光
2番	前田芳樹	7番	齋藤昭一	12番	池田信博
3番	平田文夫	8番	石田茂春	14番	福田晃
4番	齋藤幸廣	9番	高宮陽一	15番	安部和子
5番	是津輝和	10番	米澤壽重	16番	松森豊

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田和久	定住対策課長	岡田清明
副町長	門脇裕	農林水産課長	池田高世偉
教育長	山本和博	下水道課長	中前千之
総務課長	齋藤福昌	建設課長	井川善寿
会計管理者	嶽野正弘	水道課長	山崎龍一
企画財政課長	大庭孝久	総務学校教育課長	岩水守
税務課長	脇田千代志	生涯学習課長	大上博人
町民課長	佐々木秋幸	布施支所長	山川由夫
福祉課長	村上静夫	五箇支所長	村上和弘
保健課長	井川芳樹	都万支所長	高梨康二
環境課長	浅生久	総務課長補佐	渡部誠
観光課長	吉田誠	企画財政課長補佐	鳥井登

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 宮本智幸 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 1名

1、議員提出議案の題目

発議第 5 号 竹島対策特別委員会の設置について

議事の経過

議長（池田信博）

「おはようございます。」

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開催します。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 11時14分）

日 程 第 1、委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

始めに、常任委員長報告を行います。

まず、各常任委員会の審査に付した要望2件、陳情1件、会期日程第4日に付託した、議第56号から議第85号までの補正予算案並びに条例関係等30件を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました30件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、委員長の報告を求めます。

始めに、総務産業建設常任委員長 11番：遠藤義光 議員

11番（遠藤義光）

総務産業建設常任委員会の報告を行います。

当委員会は、議会閉会中の6月6日、8日、会期中6月24日、27日の4日間、総務産業建設常任委員会を開催し、所管の調査事項の調査、研究及び今定例会で付託になった案件につ

いて、所管の課長及び関係職員の出席を求め慎重に審議いたしました。

また、要望第1号、要望第2号、陳情第2号についても慎重に審議をいたしました。

審査の結果、付託になった議案24件については全会一致で「可決すべし」といたしました。

審査の経緯及び審査過程で出された他の主な意見、指摘事項等について報告いたします。

人件費補正の主なものは人事異動や職員の給与費カットによるものが主なものであります。

財団法人隠岐の島町農業公社が JA 隠岐から500万円を借り入れるために、隠岐の島町が債務負担行為について審議いたしました。

先行きが、不透明かつ担保されていない中で、なし崩し的に資金が投入され続ける懸念もある。本来理事全員で連帯保証すべきだなどの意見がありましたが、しかし、いかなる理由があろうとも職員の給料が払えない事態があってはならない。公益性のことも踏まえて今後検討していく必要がある。また、委員会においても、今後理事会と意見交換を予定しているところであります。

光ファイバー通信網引き込み事業費では、未加入家庭に対し希望者を募り100件分の加入に対応するもので、工事は NTT に委託するとの答弁がありました。

各地区の消火栓ホースの点検実施結果を踏まえて、消防委員会に諮問を行い回答を得たとの報告があり、更新について町の負担が原則だが地区住民の管理意識も必要なので購入にあたっては町と地区で負担しあうのが望ましい。

負担率については、財政状況も考慮し町で検討することが望ましいとあり、踏まえて負担率の検討、漏水ホース267本修理可能なものの対応、消火栓取り扱い要領の改正、ホース更新の年次計画、消火栓ホース補助金交付要綱の制定等を実施に向けて検討中との報告がありました。消火栓1箇所につき2本のホースが原則であります。本数の足りない箇所についても検証し、住民の生命財産を守る観点からも速やかに、補填、入れ替えするように要望したところです。

布施地区における家屋一棟調査経費では、平成24年度の固定資産評価替えに向けて、22年度より取り組んでおりますが、家屋の所有者が島外に所在する割合が想定以上に高く作業が遅れています。年度内に評価替えに必要な手続きを完了するために、緊急雇用創出臨時特例基金事業を活用し、臨時補助職員1名の雇用費用で、他地区と同じ基準で評価できるよう対象家屋の1棟調査を進めている。

昭和60年以降に新築の家屋は同一の調査方法をとっているが、昭和59年以前に新築された家屋は477棟については、同一の評価基準でないために不均衡が生じており、その差をな

くすという答弁であります。委員からは税額を急に上げると負担が大きく感じる、激減緩和措置を考えるべき、との意見がありましたが、同地区における住民説明会では理解と協力が得られ問題はないとの答弁でした。

また市町村税・料の悪質滞納者の対策として、国税徴収法第71条より資産差し押さえの手段のひとつとしてタイヤロック方式を導入するとの報告を受けましたが、目的はあくまで自主的な納税を促す為だが、なお納税がない場合は引き上げて公売にかけることになるそうであります。

工事請負契約については、関連して公共事業が減っており、建設業者数が50社余りあるが雇用を守る為にも、技術の継承のためにも、新規事業をつくる必要があるとの意見があり、地域全体を見直す必要があると共通認識を深め確認しあったところです。

企画財政課からは、国、県の補助事業にならない町単独事業を、一般財源から5億円ぐらいい出して実施するよう検討を進めているとの報告について、事業の前倒しだけでは事業量も少なく活性化の効果が上がらない。町内情勢は雇用の場も少なくなって経済状況も悪い。町の基金等も活用して長期的に継続してやっていける仕組みをつくる必要がある。なるべく早く、臨時議会を開いてでも早くやるべきだとの強い意見もありました。

観光商工宣伝事業では、今春公開された「わさお」や、昨年の「レイルウェイズ」の錦織監督が、隠岐を題材とした映画を製作することとなり、これに人的支援をするための臨時職員賃金や事務費、来年度に向けた観光PR事業の推進費等の増額補正するものです。財源としては県補助金であります。地域ぐるみで製作に協力し、牛突きや蓮華会舞等の地域の文化を挿入させるように働きかけ、予算に糸目を付けないで協力支援することが隠岐の宣伝活性化につながる、そのためには町の独自の予算も必要だ。また、牛突き等の伝統文化の保存振興についても、隠岐観光になくてはならないものだから、ぎりぎりの補助金でなくしっかりと予算措置すべきだ等の意見がありました。

定住対策課で発行した「にぎわい商品券」については、地域経済を刺激し商店の活性化と、地域でのお金の循環を目指したもので8月末日までに期限を設けたものでありますが、目標の2億円の商品券の販売を6月20日に完売したということであり、昨年は、完売できなかったとの反省から、販売方法に工夫をしたことで早い段階で完売できたとのこと。これによって地域の商店の活性化につながることを全員で願ったところであり、

下水道課では、人件費補正の他、3件の工事請負契約の締結等について説明を受け、事業の推進状況について答弁を求めました。

幹線を施工したのちに支線を順次施工し、平成 24 年度からは宅内接続工事に取りかけられるとのことで、現在は東日本大震災により関連資材が入らない状況で宅内設備工事に若干影響が出ているとのことであります。

次に、陳情及び要望案件についてご報告いたします。

要望第 1 号「一般廃棄物運搬道路の工事に関する要望」は、全会一致で「採択すべし」といたしました。

提出者は、有限会社オキカン 代表取締役 岩井静氏であります。

理由につきましては、神尾地区には、し尿処理施設の他に一般民家もあり、住民の安全・安心のためにも道路はきちんと整備されるべきである。現在傷んでいる箇所については速やかに補修し未然の事故防止につなげるべきである。また、今後抜本的見直しを行い、改良工事を行うべきとの意見がありました。

要望 2 号「大規模工事の議決について」は、全会一致で「趣旨採択すべし」であります。

提出者は、一般社団法人島根県隠岐地区建設業協会 会長 渡辺栄三氏、隠岐の島町建設業協同組合 理事長 稲葉良一氏であります。工事入札が執行され落札しても 5,000 万円以上の工事については、議会の議決後でないとは本契約が締結できず、せっかく早期発注されても工事に着手ができないため早期着工できるよう議決について配慮して欲しい、とのことであります。事情は理解できました。

陳情第 2 号「井の奥川流域の土砂災害防止対策について」は全会一致で「採択すべし」といたしました。

提出者は、隠岐の島町都万 釜屋区長 西山哲男氏であります。砂防ダムがあっても、すでに土砂が満杯であってはその機能が果たせず、住民の梅雨末期、台風などの豪雨に対して住民の安全・安心が脅かされている、速やかに対策を講じるべきとの意見がありました。

次に調査事項についてご報告いたします。

当委員会の調査事項であります「まちづくり対策事業に関する調査」、「地域産業の振興に関する調査」につきましては、継続して調査研究してまいります。

以上で総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

議長（池田信博）

次に、教育民生常任委員長：9 番 高宮陽一 議員

9 番（高宮陽一）

教育民生常任委員会の報告を行ないます。

当委員会は、今定例会で付託されました、平成23年度一般会計補正予算及び各特別会計補正予算並びに条例改正8件と、所管の調査事項である「保健・医療・福祉に関する調査」「教育文化に関する調査」について、審査の経過と結果について報告をいたします。

委員会は、議会閉会中の6月8日、9日、会期中の6月24日、27日の4日間開催し、必要に応じて関係課長、担当者から資料の提出や説明を求め、慎重に審査をいたしました。

始めに、審査の結果について申し上げますが、お手元に配付のとおり付託されました全議案については、全会一致で「可決すべし」といたしました。

平成23年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算について、その主なものは、職員の人事異動や給与カットの件数費の補正であり、また、島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての条例改正についても、市町村合併によるものであり、特に、意見・指摘事項はありませんでした。

次に、所管の調査事項について申し上げます。

まず、隠岐の島町教育文化振興財団の経営状況報告書についてであります。財団の橋本事務局長にも出席を求め、状況報告をしていただきました。

その中で、特に、財団の就業規則及び給与規程等を検討するため、就業規則改正小委員会・給与規程改正小委員会を設置して協議し、正規職員・臨時職員・嘱託職員の規定を整備したとのことあります。

また、公益法人制度が平成20年に改正されたことにより、5年以内に新制度に移行するため、新公益法人制度について検討を始めているとのことあります。法改正によりまして、5年以内に認可申請をして認可を受けなければならないことになっており、申請しない場合には移行期間の終了日、5年以内をもって自動的に解散したことになります。

更には、財団のホームページを立ち上げ、財団事業の広報、隠岐島文化会館、総合体育館の利用状況、定期利用グループなどの情報提供を行っているとのことあります。

委員からは、財団の評議員や小委員会に役場や教育委員会職員がみられ、指定管理者の申請や選定時には同じ職員が関わることになり、制度上問題であることを指摘し、また、理事や理事長の選任についても、町との請負関係にある方々も就任しており、特に、理事長については人選に配慮するよう求めたところあります。

今後は、教育委員会とも連携を図り、今後の財団のあり方についても十分に検討し、新制度移行へ準備を進めるよう指摘をいたしました。

次に、島外における出産助成についてであります。産婦人科医が2名体制になったことで、

島外出産の助成制度が廃止となりました。本年3月31日までに助成金の決定を受けた妊婦のうち、医師が認めたものは助成金の対象となっておりますが、3月定例会の委員長報告でも要望したように、少子化対策・子育て支援のためにも、4月以降も医師が認めた時は、助成金の対象とするよう強く要望したところでございます。

最後になりますけれども、調査事項である「保健・医療・福祉に関する調査」「教育文化に関する調査」は、議会閉会中も、引き続き、調査研究してまいります。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（池田信博）

次に、特別委員会の審議状況について委員長の報告を求めます。

始めに、議会広報調査特別委員長：1番 安部大助 議員

1番（安部大助）

それでは、議会広報調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会は、今定例会の6月21日に委員会を開催し、今定例会の内容を中心とする「議会だより7月号」の編集方針について協議をいたしました。今定例会は、提案された補正予算など45件の諸議案の他、一般質問7名、総括質疑は3名の議員が行いましたので、全体を16ページとして編集いたします。

今後の予定は、原稿の締め切り日を7月11日午前中とし、編集会議は、7月14日、15日、19日に行い、8月4日から5日には囑託員配付を予定しております。

編集にあたっては、引き続き担当委員を決め原稿収集いたしますので、議員各位のご協力をいただきたいと思います。

次に印刷業者については、有限会社中西印刷所を今までどおりの条件で、4月1日に再契約をいたしました。

最後に調査事項である議会広報調査に関する事項は、議会閉会中も引き続き調査、研究してまいります。

以上で、議会広報調査特別委員会の報告を終ります。

議長（池田信博）

最後に、総合交通対策特別委員長：7番 齋藤昭一 議員

7番（齋藤昭一）

総合交通対策特別委員会の報告を申し上げます。

当委員会は、所管の調査事項であります「隠岐空港利用促進、隠岐航路整備促進、生活交

通網整備促進に関する事項」について検討いたしましたので、その経過並びに結果について報告いたします。

6月21日、所管の観光課課長・補佐の出席を求め委員会を開催いたしました。

まず、生活交通網整備促進については、4月よりバス交通体系は隠岐病院発着を起点として開始しました。まだ日数が浅く実績や利用者の利便性を確認するまでには至っていませんが、現在までのところ料金を下げたが利用者減で収入も減収の傾向だそうでございます。変更したダイヤに利用者の不慣れが原因とも思われます。隠岐病院からの乗り継ぎが分かりづらいというのは利用者の多くの声ですが、今しばらく様子を見るということです。

デマンドタクシーはまだ国交省から認可が下りてなく開始をしておりませんが、今月末には下りる予定だということです。

隠岐航路整備促進については、隠岐広域連合は、次期高速船購入を23年10月予定としています。高速船も売り手と買い手の双方が条件一致しないと時期を逸脱してしまうため、今が決め時として購入を早めたそうです。

26年4月より運航開始しますが、それまでの間、委託先として隠岐汽船が予定されていて船員の訓練など行います。島民にとって大きな関心事である母港、ダイヤ、寄港地の課題には導入プロジェクトチームを立ち上げ取り組むということです。

高速船に移行するに当たり、課題のサービス向上の問題などを含め、当委員会は隠岐汽船との定例会を設置し、より愛される島民の足の確保を検討していきたいと思っております。

隠岐空港利用促進は、夏季限定ながら今年も隠岐・大阪にジェット便が就航します。利用率80%を目指します。議員にも積極的に利用するよう依頼が来ております。

最後に、調査事項である「隠岐空港利用促進、隠岐航路の整備促進、生活交通網整備促進」について、議会閉会中も引き続き調査、研究してまいります。

議長（池田信博）

以上で「委員長報告」を終ります。

日 程 第 2、討 論

これより「討論」を行います。

会期日程第1日の町長提出議案、承認第2号「平成22年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について」から、議第84号「指定管理者の指定について〔隠岐国分寺外苑牛突き場〕」までの39件及び諮問第1号、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、同意第1号「隠岐の島町中財産区管理委員会委員の選任同意について」、会期日程第

4日の町長提出議案、議第85号「平成23年度隠岐の島町一般会計補正予算(第2号)」並びに本日の議事日程第1で行いました、各常任委員長報告及び各特別委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

「賛成討論なし」と認めます。

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で「討論」を終わります。

日 程 第 3、採 決

「採決」を行いません。

まず始めに、承認第2号「平成22年度隠岐の島町一般会計補正予算(第5号)の専決処分について」から、承認第11号「隠岐の島町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について」までの10件について一括して採決します。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、承認第2号から承認第11号までの10件は原案のとおり承認されました。

次に、議第56号「平成23年度隠岐の島町一般会計補正予算(第1号)」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、各委員会共に「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議第57号「平成23年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)」から、議第64号「平成23年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)」までの8件について一括して採決を行います。

本案に対する常任委員長報告は、各委員会共に「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 57 号から議第 64 号までの 8 件は原案のとおり可決されました。

次に、議第 65 号「隠岐の島町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例」から、議第 71 号「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」までの 7 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 65 号から議第 71 号までの 7 件は原案のとおり可決されました。

次に、議第 72 号「島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について〔東出雲町〕」から議第 75 号「島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について〔斐川町〕」までの 4 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、各委員会共に「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 72 号から議第 75 号までの 7 件は原案のとおり可決されました。

次に、議第 76 号「町道路線の認定及び変更について」から、議第 81 号「工事請負契約の締結について〔蛸木漁港南防波堤改良・東物揚場工事〕」までの 6 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 76 号から議第 81 号までの 6 件は原案のとおり可決されました。

次に、議第 82 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町死亡家畜一時保管施設〕」から、議第 84 号「指定管理者の指定について〔隠岐国分寺外苑牛突き場〕」までの 3 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 82 号から議第 84 号までの 3 件は原案のとおり可決されました。

ここで、農業公社の理事である前田議員の除斥を求めます。

前田議員は退場して下さい。

(除 斥)

次に、議第 85 号「平成 23 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

従って、議第 85 号は原案のとおり可決されました。

前田議員の入場を許可します。

(前田議員入室・着席)

次に、諮問第 1 号、諮問第 2 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の 2 件を採決します。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方の起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、諮問第 1 号、諮問第 2 号は原案のとおり可決されました。

次に、同意第 1 号「隠岐の島町中財産区管理委員会委員の選任同意について」を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、同意第 1 号は原案のとおり可決されました。

最後に、要望第 1 号「一般廃棄物運搬道路の工事に関する要望」から、要望第 2 号「大規模工事の議決についての要望」、陳情第 2 号「井の奥川流域の土砂災害防止対策について」までの 3 件を採決します。

本案を、総務産業建設常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

従って、要望第1号、要望第2号、陳情第2号は委員長報告のとおり決定されました。

以上で、「採決」を終わります。

資料配付のため暫時休憩といたします。

(本会議休憩宣告 11時50分)

議長(池田信博)

本会議を再開します。

(本会議再開宣告 11時52分)

日 程 第 4、委員会の閉会中の継続審査・調査付託

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」の件を議題とします。

各常任委員長、各特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査、調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査、調査とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

従って、各常任委員長、各特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査、調査付託」を終わります。

日 程 第 5、議員提出議案の上程と審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり、1件の議員提案が提出されました。

隠岐の島町議会会議規則第14条の規定により、議員提案の要件を満たしていますので、ただちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました議員提出議案、発議第5号「竹島対策特別委員会の設置につい

て、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

8 番：石田茂春 議員

8番(石 田 茂 春)

発議第 5 号 竹島対策特別委員会の設置について

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

平成 23 年 6 月 28 日

提出者	隠岐の島町議会議員	石 田 茂 春
賛成者	隠岐の島町議会議員	前 田 芳 樹
賛成者	隠岐の島町議会議員	小 野 昌 士
賛成者	隠岐の島町議会議員	齋 藤 昭 一
賛成者	隠岐の島町議会議員	米 澤 壽 重
賛成者	隠岐の島町議会議員	遠 藤 義 光
賛成者	隠岐の島町議会議員	福 田 晃
賛成者	隠岐の島町議会議員	松 森 豊

隠岐の島町議会議長 池 田 信 博 様

提出の理由

竹島にまつわる有史以来、様々な人々が日本固有の領土として領有権保持のために関わってきました。

近年では、島根県が「竹島の日」条例を制定し、竹島問題研究会を設置して膨大な資料に基づく論証をされ、歴史的な課題を見事に解決してくれました。

しかし、国際法を踏みにじり、歴史を捏造する韓国の行動の前に、日本政府の弱腰外交はためす術を持たない状況が続いております。

この 5 年間余り、隠岐の島町の取り組みと島根県内での集まりは、それなりの効果をもたらしてくれましたが、これだけでは限界となっています。

日韓経済界の言うがままに、確固とした国家観が欠落していると言っても過言ではない。すべては、李承晩ラインという暴挙を許してきた日本政府の責任に行きつくが、国際法に照らす場に領有権回復運動の輪をつなげて行かなければならない。

また、竹島漁撈に携わっていた人々の思いを断ち切ることはできないし、近頃の韓国の行

動をただ傍観しているわけにはいかない。島根県の運動を全国に展開する必要があります。

そのための企画・立案・行動を目的として、調査・研究を深めて、中央の関係機関への働きかけの強化はもとより、社会的に領有権回復運動の啓発を強化していく必要があります。

隠岐の島町議会は、当事者能力を発揮するべく行動をして行かなければならないと考えます。

志向し、ここに竹島対策特別委員会設置について議案を提出する次第であります。

議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発議第5号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次にこれより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発議第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立「全員」であります。

従って、発議第5号は原案のとおり可決されました。

ただ今、可決されました竹島対策特別委員会の委員の構成については、隠岐の島町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長により別紙のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

それでは、「竹島対策特別委員会」の正副委員長の互選をお願いします。

委員の皆さんは委員会室をお願いします。

ここで、暫時休憩といたします。

（本会議休憩宣告 11時58分）

議長（池田信博）

本会議を再開します。

（本会議再開宣告 12時03分）

「竹島対策特別委員会」の正副委員長が互選されましたので、代表者から報告をお願いします。

16番(松 森 豊)

竹島対策特別委員会の報告をします。

委員長に前田芳樹議員、副委員長に福田晃議員を推選しましたので、皆様よろしくお願ひ
します。

議長(池 田 信 博)

以上で、報告終了です。

日 程 第 6、議員派遣の件

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり、派遣することにしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

従って、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、「議員派遣の件」は終了です。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了
いたしました。

本日は、これをもって散会し、平成23年第2回隠岐の島町定例会を閉会します。

(閉 会 宣 告 12時04分)

以 下 余 白

以上会議の次第は、事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するために、ここに署名をする。

平成 23 年 7 月 日

隠岐の島町議会議長

隠岐の島町議会議員

隠岐の島町議会議員